

(個社宛)

令和6年10月30日
金融庁

デジタル原則に照らした書面揭示規制の見直しについて

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル臨時行政調査会における議論を踏まえて策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、政府として、各種アナログ規制の見直しを進めているところです。

この一環として、金融庁においても、従前、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)及び関係政府令により書面揭示が義務付けられていた事項について、追加的にインターネットでの公表義務を課す旨を規定する関係法令の整備(金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部改正)を行ったところであり、当該改正については令和6年11月1日から施行される予定です。なお、今般の書面揭示規制の見直しに当たっては、一律にインターネットによる揭示を義務付けることとした場合に零細事業者等に過度な負担が及び得ることから、一定の適用除外¹を設けているところです。

今般のアナログ規制の見直しは、経済社会の生産性向上や国民の利便性の向上等の観点から実施するものであり、貴社においても適切に御対応いただくよう、下記の事項について徹底をお願いいたします。

記

- (1) 別紙の条項に基づく対応を適切に行うこと。
- (2) 今般の見直しの趣旨に鑑みると、法令上の適用除外基準に該当する事業者についても、可能な場合には、揭示を義務付けられている情報をインターネットでも公表することが望ましいため、貴社においても情報の公表方法について適切に検討を行うこと。

以上

¹ ①常時使用する従業員の数が20人以下②ウェブサイトがない、のいずれかを満たす事業者